



2024年8月20日

各位

会社名 GFA株式会社
代表者名 代表取締役社長 片田 朋希
(コード：8783、スタンダード市場)
問合せ先 経営企画部 部長 谷井 篤史
<https://www.gfa.co.jp/form/corp/>

訴訟提起に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり貸金請求事件（以下、「本訴」といいます。）を東京地方裁判所に提起することを決議し、訴訟提起をいたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起する裁判所及び年月日

- (1) 裁判所：東京地方裁判所及び千葉地方裁判所
- (2) 提訴年月日：令和6年8月20日

2. 訴訟を提起した者（原告）

名称：GFA株式会社
住所：東京都港区南青山二丁目2番15号
代表者：代表取締役 片田 朋希

3. 訴訟を提起した相手（被告2名）

被告：株式会社ピースコンサルタント
住所：東京都中央区日本橋堀留町1丁目10番1号 カクタビル5階
代表者：代表取締役 花岡 洋平

被告：石田 英明
住所：千葉県千葉市

4. 訴訟提起に至った経緯及び訴訟の内容

当社は、金融サービス事業における投融資事業において様々な事業者の資金需要に応える融資を実行しております。

そのなかで、当社は株式会社ピースコンサルタントに対して2022年8月31日に営業貸付金として融資を実施しました。

その後、株式会社ピースコンサルタントより当初の支払期日での返済が困難であるとのことで申し出があり、両社協議の上で、返済期日の延長も行いましたが、返済期日を過ぎても株式会社ピースコンサルタントからの支払いはなされませんでした。

当社は2024年6月20日及び6月25日に株式会社ピースコンサルタント及び連帯保証人である石田英明氏を債務者として、支払督促の申立てを行ったところ、株式会社ピースコンサルタント及び石田英明氏から、それぞれ2024年7月30日及び8月2日付で督促異議申立てがありました。

そのため本件は、民事訴訟法395条の規定により支払督促の申立日に遡って東京地方裁判所に訴えの提起があったものとみなされることになったことから、その支払いを被告2名に求めるものとして本訴に踏み切ることとなりました。

訴訟の内容 : 被告2名に対する貸金請求

訴訟の目的の価額 : 15,548,451円及びこれに対する遅延損害金

5. 今後の見通し

本訴に係る今後の進捗につきましては、必要に応じて適時開示を行ってまいります。本債権につきましては、2024年8月14日付「営業損失の計上に関するお知らせ」の開示において、貸倒引当金繰入として計上しております。

また本訴に伴う2025年3月期連結業績に与える影響は現在精査中であり、今後公表すべき事項が生じた場合には、すみやかにお知らせいたします。

以 上